

# 一般社団法人日本透析医学会が発行する会誌等の転載等許諾に関する規程

令和2年3月27日理事会制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）が発行する日本透析医学会雑誌及び日本透析医学会 BooK シリーズ（以下「会誌等」という。）に掲載されている著作物について、転載その他の方法による利用をする場合の申請手続き及び許諾等の基準を定めることを目的とする。

## (非営利目的での転載等)

第2条 会誌等に掲載された著作物を非営利目的で利用しようとする者（以下「申請者」という。）は次の区分に従って手続きを行う。

(1) 論文，書籍，教科書，Web への転載

第3条の規定に従い、転載利用の申請をする。

(2) 学会発表，ミーティング，カンファレンス，授業で使用するスライド・配布物のへの転載等

許諾を求めることなく利用することができる。ただし、文献記載例に倣い、出典を明示するとともに改変はできないものとする。

## (准営利目的・営利目的での転載)

第3条 会誌等に掲載された著作物を准営利（商業誌等）又は営利（商用を目的とする販売促進用資料等）を目的として転載利用しようとする申請者は、日本透析医学会転載許諾申請書（様式は任意、「以下「申請書」という。」）に必要事項を記入の上、日本透析医学会理事長宛に提出する。

2 申請書には、以下の写しを添付する。（書類のメール添付（PDF）可）

(1) 筆頭者の許諾をとりその写し 1部

(2) 転載元の該当箇所のコピー 1部

(3) 転載先の掲載原稿（校正紙可） 1部

3 申請書の提出先は、日本透析医学会事務局とする。

## (許諾対象)

第4条 本学会が転載を許諾する著作物は、図表、抄録、本文の一部または要約とする。

2 申請者が転載しようとする図表の一部を改変あるいは翻訳しようとする場合は、必ず筆頭著者の許可を得て申請しなければならない。

3 前項に基づく申請があった場合の許諾の可否については、編集委員会委員長、

和文誌運営委員会委員長と協議する。

(許諾の通知)

第5条 本学会が許諾する場合，申請者に文書で通知する。

(料金)

第6条 転載利用の目的が非営利目的の場合は，無償とする。

第7条 転載利用の目的が准営利又は営利目的とする場合は有償とし，料金は別に定めるものとする。

(その他)

第8条 本規程を改正する場合は，本学会編集委員会の審議を経て，理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は，令和2年7月1日から施行する。